

ノートルダム清心女子大学受託研究取扱規則

(趣旨)

第1条 ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）における受託研究に関する取扱は、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「受託研究」とは、本学教職員が企業等の学外機関等（以下「委託者」という。）から委託を受けて行う調査・研究等で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規則において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

四 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、学外機関と協議の上、特に特定するもの

(受入基準)

第3条 受託研究は、本学の建学の精神及び教育理念との整合性をもち、教育研究上有意義であり、かつ教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを受入れることができるものとする。

2 受託研究を受入れた後、前項の基準に適合しない事態が生じた場合には、本学は研究の中止を命ずることができる。

(申し込み)

第4条 委託者並びに本学における研究担当者（以下「研究担当者」という。）は、所定の様式により申込書を学長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 受託研究の受入れは、前条の申し入れ基準に基づき、本学研究倫理審査委員会並びに評議会の議を経て、学長がこれを決定する。

(契約の締結)

第6条 学長は、受託研究の受入れを認めるとき、委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。

(研究期間)

第7条 受託研究の実施期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別な事情があり、本学及び委託者が合意に至った場合は、1年を超える期間を設定することができるものとする。

(研究費の取扱い)

第8条 受託研究契約が締結されたとき、委託者は所要の研究費（以下、「受託研究費」という。）を契約書に定める期間内に納付しなければならない。

2 指定の期間内に研究費の納付がないときは、学長は受託研究の決定を取り消すことができる。

3 一旦納入した研究費は原則としてこれを返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由により研究を継続できないときは、その全部または一部を委託者に返還することができる。

4 研究費は、当該受託研究遂行のために必要な直接経費（謝金、旅費、消耗品費、技術指導料、研究支援者等の人件費、設備費等）と本学において当該受託研究遂行に関連して間接的に必要となる管理的経費等（以下「間接経費」という。）に分類する。

5 間接経費については、納付された研究費の30%に相当する額とする。

6 受託研究費の取扱いは、この規則に定めるもののほか、本学経理処理に準ずるものとする。

(提供物品等の管理)

第10条 受託研究のため委託者から提供された物品等の管理、取扱いについては契約時に定めるものとする。

(取得物品等の帰属及び処分)

第11条 受託研究のために購入及び寄贈により取得した機器・備品・図書・消耗品等は本学に帰属するものとする。

(研究の中止又は延長)

第12条 受託研究を中止又は期間を延長する必要がある場合は、研究担当者は速やかにその理由書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、当該変更がやむを得ないと判断した場合、委託者との協議の上、受託研究の中止又は期間延長を承認するものとする。

(研究の完了)

第13条 受託研究を完了したときは、研究担当者は完了報告書、成果報告書及び受託研究にかかる決算書を学長に提出しなければならない。

(研究成果の取扱い)

第14条 受託研究による研究成果の公表は、本学と委託者が協議して行う。

(秘密情報の保持)

第15条 本学及び委託者は受託研究の実施にあたり相手方より開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 研究担当者は、受託研究の実施にあたり本学の学生その他の者を当該研究に従事させた場合、それら従事者に前項の秘密情報の保持について遵守させなければならない。

3 前項の秘密情報保持の遵守については、本学と委託者との協議によって別に定める。

(知的財産権の取扱い)

第16条 受託研究の成果に関わる知的財産権の取扱いについては、本学と委託者が協議して定める。

(契約の解除)

第17条 本学及び学外機関は、次の各号いずれかに該当した場合は、当該受託研究契約を解除することができる。

- 一 相手方に契約の履行に関し、不適切な行為があったとき
- 二 相手方が契約に違反したとき

(補則)

第18条 その他の事項については、委託者と本学が協議のうえ定める。

(規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、評議会の議を経て行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。